

秋田空港
国際線 S R A 立入検査業務委託

条件明示事項

令和 8 年度

秋田空港管理事務所

令和8年度秋田空港国際線SRA立入検査業務委託業務は、次の定める事項によるものとする。

1 目的

秋田空港の国際線に関するSRA（以下「国際線SRA」という。）へ立ち入る際の検査により保安を図ることを目的とする。

2 勤務時間及び配置人員、配置場所

(1) 当該警備業務の勤務日時及び配置人員は、次のとおりとする。

なお、業務の実施にあたっては、国際線定期便等の発着時刻に合わせて行い、航空機の発着時刻が遅延した場合は、勤務時間の延長等により対応するものとする。

① 勤務予定日数 104日／年（毎週木曜日及び日曜日）

② 勤務予定時間

・エプロン 2時間15分／日（遅れ等考慮含む）

国際定期便等到着予定時刻の15分前から出発まで。

・預入手荷物荷捌き場 3時間00分／日（遅れ等考慮含む）

国際定期便等出発予定時刻の2時間30分前から出発まで。

ただし、いずれも勤務時間は航空機の遅延等で変動する。

③ 配置人員 3名

④ 配置場所

・エプロン 1名

・預入手荷物荷捌き場 2名

ただし、秋田発の便がフェリー運航の場合は、エプロン1名、預入手荷物荷捌き場1名とすることができる。

3 資格

(1) 当該立入検査業務に従事する者は、空港保安警備業務検定2級以上の検定合格者を有していること。ただし、当該検定合格者の確保が困難な場合は、当分の間、施設警備業務2級以上の検定合格者を配置できるものとする。

(2) 秋田空港安全管理規程第7条の規定による立入事業所の届出をした上で、同第16条の規定による立入承認証（ランプパス）を交付された者であること。

4 業務内容は次のとおりとする。

(1) 国際線SRA立入検査

- ① 国際線SRAへの出入口（以下「アクセスポイント」という。）において、国際線SRAへ立ち入る旅客以外の者に対し、立入承認証（ランプパス）を確認した上で、金属探知器又は接触による身体検査及び開披による所持品検査を行い、爆発物、銃砲刀剣類等及び銃弾を所持していないことを確認する。
- ② アクセスポイントにおいて、国際線SRAへ立ち入る車両に対し、車両使用承認証（車両パス）を確認した上で、目視、ミラー等による車両検査を行い、車両内部又は外部に爆発物、銃砲刀剣類等及び銃弾が隠されていないことを確認する。

(2) 預入手荷物荷捌き場の監視

- ① 預入手荷物荷捌き場において、預入手荷物に爆発物が混入されないよう監視する。

5 時間外における業務

- (1) 管理事務所は、第2に掲げる勤務日数・勤務時間以外に業務を指示できるものとする。

6 諸物件の貸与等

- (1) 当該警備業務に使用する次の機器等については、管理事務所が貸与する。
 - ① 金属探知機（ハンディタイプ）
 - ② 点検ミラー（車両底面確認用）
 - ③ 無線機
 - ④ 国際線SRA検査済証（腕章）
 - ⑤ 国際線SRA検査済証（車両）
 - ⑥ 国際線SRA識別証（検査者）

7 報告

(1) 業務報告

- ① 業務該当日に実施した業務について、指定の様式により管理事務所に報告するものとする。

(2) 事故報告

- ① 事故発生の際は、速やかに管理事務所に報告するとともに、後刻遅滞なく書面をもって報告するものとする。